

地方独立行政法人大牟田市立病院第2期中期計画

平成22年4月、地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）は、住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的として設立され、第1期中期計画期間においては、医療を取り巻く環境の変化のなか、7対1看護体制の確立、地域医療支援病院の承認、法人独自の人事給与制度構築等を実現し、地域において担うべき医療を実施し、一定の成果を上げてきたところである。

第2期中期計画においては、その成果を礎として、より安心・安全な医療の提供と患者サービスの向上に努めることにより、住民及び地域の医療機関から愛され信頼される病院を目指すものとする。経営の更なる効率化によって生み出された利益については、法人に求められる使命の実現、地域医療水準の向上のために再投資し、今後の長期的な事業の安定を目指すものとする。

さらに、限られた人的資源の下で医療提供を確実に行うため、良質な人材の育成に加え、必要な診療機能を整備していくものとする。

ここに、法人の基本理念として、「良質で高度な医療を提供し、住民に愛される病院を目指す」ものと定め、その行動指針は次のとおりとする。

- 安心・安全な医療の提供と患者サービスの向上に努める。
- 公的中核病院として急性期医療を提供する。
- 高度で専門的な医療を提供する。
- 地域医療連携を推進し、地域完結型医療の実現に寄与する。
- 医学・医療技術の研修・研さんによる努力。
- 健全経営を維持し、経営基盤の強化を図る。

こうした観点に基づき、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）及び地方独立行政法人大牟田市立病院定款（平成22年3月26日認可）の趣旨にのっとり、第2期中期目標を達成するため地方独立行政法人大牟田市立病院第2期中期計画を次のとおり定める。

第1 中期計画の期間

第2期中期計画の期間は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによる措置

1 良質で高度な医療の提供

(1) 患者本位の医療の実践（重点）

①インフォームド・コンセント（説明と同意）の徹底

個々の患者自ら受ける医療の内容を納得し、治療法を選択できるように、インフォームド・コンセントの徹底に努める。

② チーム医療の推進

チーム医療の推進を図り、患者の状況に的確に対応した医療を提供する。

③ 接遇の向上

患者・来院者や住民が満足する病院であるために、接遇研修等の実施とその実践により接遇の向上を図る。

目標値

項目	平成24年度実績	平成29年度目標値
新規入院患者数	7, 166人	7, 200人

関連指標

項目	平成24年度実績
紹介状持参患者数	9, 863人
入院患者満足度調査（診察面）	78.8点

(2) 安心安全な医療の提供

① 医療安全対策の充実

医療安全に関する情報の収集や分析等のリスク管理を徹底し、改善に向けた対策・立案の強化を図る。

② 院内感染対策の充実

院内感染対策については、院内サーベイランス（院内感染管理活動）を通じ感染対策を講じ、院内感染の防止に努める。

目標値

項目	平成24年度実績	平成29年度目標値
院内研修会の開催（医療安全に関するもの）	10回	12回

(3) 高度で専門的な医療の提供

① 高度で専門的な医療の充実

高度医療機器を計画的に更新・整備するとともに、医療スタッフの専門資格取得の促進を図ることにより、最新の治療技術を導入するなど先進医療に積極的に取り組み、高度で専門的な医療の充実を図る。また、内視鏡治療の充実を図るための増改築工事を実施し内視鏡センターを整備する。

② 臨床研究及び治験の推進

良質で高度な医療の提供のため、臨床研究及び治験にも積極的に取り組み、医学の発展に貢献する。

関連指標

項目	平成24年度実績
手術件数 (手術室施行分)	2,456件
内視鏡治療件数	295件
血管造影治療件数(頭部)	35件
血管造影治療件数(腹部)	132件

(4) 快適な医療環境の提供

患者や来院者により快適な環境を提供するため、病院モニターリング制度等の活用により患者アメニティ（患者療養環境）の改善に取り組む。

関連指標

項目	平成24年度実績
入院患者満足度調査(院内施設面)	72.3点
入院患者満足度調査(病室環境面)	72.4点

(5) 法令遵守

① 関係法令・行動規範等の遵守

公立病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立するため、関係法令や内部規定を遵守することにより、適正な業務運営を行う。

② 診療情報等の適正管理

診療録等の個人の診療情報については、適正に管理するとともに、大牟田市個人情報保護条例（平成14年大牟田市条例第22号）及び診療録管理規程に基づき、患者及びその家族等への情報開示を適切に行う。

また、その他の個人情報の保護及び情報公開については、大牟田市個人情報保護条例及び大牟田市情報公開条例（平成15年大牟田市条例第37号）に基づき、適切に対応する。

2 診療機能を充実する取組

(1) がん診療の取組（重点）

地域において質の高いがん診療を提供し続けるために、「地域がん診療連携拠点病院」として、がん診療の専門スタッフの育成を図るとともに、手術や化学療法及び放射線治療等の効果的な組合せと、より体に及ぼす負担や影響が少ない治療に積極的に取り組む。また、がん治療に関する支援体制を充実させるほか、緩和ケアに係る診療体制の充実を図る。さらに、がんに関する地域の医療従事者を対象とした研修や、連携パス（地域医療連携治療計画）を使った治療に取り組み、地域のがん診療の水準の維持向上を図る。

関連指標

項目	平成24年度実績
がん手術件数 (前掲の手術件数の内数)	495件
放射線治療数	5,076件
化学療法件数	2,048件

(2) 救急医療の取組（重点）

地域住民の救急医療へのニーズに応えるため、24時間365日救急医療の提供を行う。また、救急専門の医師の確保を目指すとともに、救急看護認定看護師の育成等による医療スタッフのレベルアップ及び医療機器の充実並びに増改築工事の実施により、救急受入体制の充実を図る。特に、急性心筋梗塞や脳卒中など緊急かつ重篤な患者の受入れについては、体制強化で引き続き最大限の努力を行う。

なお、大牟田市立病院で対応が困難な3次救急については、久留米大学病院や聖マリア病院等の救命救急センターと緊密に連携し、必要な処置を行い、搬送等により、迅速かつ適切な対応を行う。

救急救命士の気管挿管実習の受入れや救急隊との症例検討会あるいはICLS（心停止蘇生トレーニング）研修などの開催により、地域の救急医療水準の向上を図る。

目標値

項目	平成24年度実績	平成29年度目標値
救急車搬送からの入院患者数	1,158人	1,200人

関連指標

項目	平成24年度実績
救急車搬送患者数	1,722人

(3) 母子医療の取組

産科医療においては、地域の産婦人科医との連携を推進するため、セミオープンシステム等の体制を維持し、総合周産期母子医療センター等と連携を密にすることにより、安心して子ど

もを産める環境づくりに努める。

また、助産師外来を充実させ、産科医と助産師の役割分担を行うことで、産科医の勤務環境を改善するとともに、助産師が妊娠初期から分娩・産じょくまで関わり、安心できる環境を構築し、院内助産の充実を図る。

小児医療においては、地域医師会と共同で行う平日夜間小児輪番制事業の継続に貢献し、夜間における小児救急ニーズに対応するとともに、2次救急及び入院医療を中心に地域の中核病院としての役割を果たす。

関連指標

項目	平成24年度実績
小児新規入院患者数	935人
ハイリスク分娩件数	81件

(4) 災害等への対応

災害時には「災害拠点病院」としての役割を果たすとともに、新型インフルエンザ等の大規模感染症発生時に備えて、初期対応が可能な施設整備を行う。

また、県内において大規模災害が発生した場合は、D M A Tチーム（災害派遣医療チーム）を派遣する等の医療救護活動の支援に努める。

3 地域医療連携の推進と地域医療への貢献

(1) 地域医療連携の推進（重点）

地域において必要な医療を提供するために、「地域医療支援病院」として、かかりつけ医からの紹介患者に対する医療提供や、医療機器の共同利用の推進を図るとともに、連携パスの運用や地域医療連携システムの普及等により、紹介先医療機関への診療情報の提供や支援の推進を図る。

また、国が進める医療・介護サービス体系構築に向けて、地域の医療機関との連携のみならず介護施設等との連携を強化する。

目標値

項目	平成24年度実績	平成29年度目標値
紹介率	61.0%	65.0%
逆紹介率	72.3%	70.0%

(2) 地域医療への貢献

「地域医療支援病院」として、地域医療従事者への研修会等の充実を図り、地域医療水準の向上に貢献する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによる措置

1 人材の確保と育成

(1) 病院スタッフの確保（重点）

① 医師、看護師の確保

質の高い医療を提供していくために、関係機関等との人事交流や臨床研修プログラムの充実等により、医師及び臨床研修医の確保に努める。

また、質の高い看護を提供していくために、より効果的な採用活動の強化を図ることはもとより、教育制度の充実や就労環境の向上に取り組み、優秀な看護師の確保に努める。

② 多種多様な専門職等の確保

医療技術職等については、チーム医療の推進等病院機能の向上を図る観点から、多種多様な専門職の確保に努める。

また、安定した病院運営を維持するために、事務職の優秀な人材の確保に努める。

(2) 研修及び人材育成の充実

① 教育・研修制度の充実

職務、職責に応じた階層別研修や各テーマ毎の院内研修会の充実を図るとともに、外部の研修等も活用しながら職員の資質の向上を図る。

② 人材育成の充実

学会参加や論文発表を推進し、職員の専門性の向上を図るとともに、認定資格等の取得支援を行うことにより、専門知識を有した人材を育成する。

③ 事務職員の専門性の向上

病院運営に必要な専門知識や経営感覚に優れた人材を育成する。

④ 教育・研修の場の提供

関係団体や関係機関等からの実習受入れを行い、地域医療水準の向上に貢献する。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

診療報酬改定等の医療環境の変化及び医療資源の変動に適宜対応し、適正な医業収益の確保に努める。

目標値

項目	平成24年度実績	平成29年度目標値
入院単価	49,920円	55,000円
病床利用率	80.3%	78.6%
新規入院患者数（再掲）	7,166人	7,200人

平均在院日数	12.5日	12.5日
外来単価	11,571円	13,000円

(2) 費用の節減

職員の費用節減意識の醸成を図り、材料費の購入単価の低減や在庫管理を徹底することによる使用量の適正化に努め経費の節減を図る。

目標値

項目	平成24年度実績	平成29年度目標値
材料費比率 ※1	19.4%	19.8%
経費比率 ※2	20.6%	23.0%

※1 材料費比率 = 材料費 / 医業収益

※2 経費比率 = (経費 (医業費用) + 経費 (一般管理費)) / 医業収益

3 経営管理機能の充実

(1) 経営マネジメントの強化

病院の業務を効率的かつ効果的に運営するため、組織内における適切な権限委譲と責任の明確化のうえ、病院長及び各部門の長がリーダーシップを發揮し、相互の連絡調整を図り、効率的かつ効果的な経営マネジメント体制の充実を図る。

(2) 繙続的な業務改善の実施

① 柔軟な人員配置及び適正な人事給与制度の維持

病院の業績や社会情勢の変化を考慮し、人員配置及び人事給与制度の見直しを適宜行い、職員のモチベーションの維持・向上を図る。

② 職場環境の整備

職員の増員等により手狭となった執務室や職員休憩室等の整備を実施するなど就労環境の向上を図る。

③ 病院機能の充実

病院機能の向上を図るため、病院機能評価で示されているより高い基準を満たすこととし、継続的に業務改善に取り組む。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の強化

(1) 健全経営の継続

中期目標期間における各年度の損益計算において、経常収支比率105%以上とすることを目指し、良質な医療を提供し続けていくための健全経営を継続する。

目標値

項目	平成24年度実績	平成29年度目標値
経常収支比率※3	110.8%	106.9%
実質医業収支比率※4	102.9%	100.3%
職員給与費比率※5	48.6%	49.9%

※3 経常収支比率 = (営業収益 + 営業外収益) / (営業費用 + 営業外費用)

※4 実質医業収支比率 = 医業収益 / (医業費用 + 一般管理費)

※5 職員給与費比率 = (給与費(医業費用) + 給与費(一般管理費)) / 医業収益

(2) 将来の設備投資に向けた財源の確保

新築後約20年を経過した建物及び設備の維持・更新や、耐

用年数を経過した高額医療機器の更新等のために将来必要となる財源を積み立てる。

目標値

項目	平成24年度実績	平成29年度目標値
自己資本比率 ※6	13.1%	30.0%

※6 自己資本比率 = 純資産 / (負債 + 純資産)

第5 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成26年度から平成29年度まで）

(単位 百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	31,817
医業収益	29,457
運営費負担金	2,281
その他営業収益	80
営業外収益	787
運営費負担金	580
その他営業外収益	207
臨時利益	0
資本収入	1,215
運営費負担金	185
長期借入金	1,030
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	33,820

支出	
営業費用	2 7 , 5 2 3
医業費用	2 6 , 8 4 1
給与費	1 4 , 1 1 7
材料費	6 , 3 7 6
経費	6 , 1 9 1
研究研修費	1 5 7
一般管理費	6 8 2
営業外費用	8 6 7
臨時損失	0
資本支出	5 , 4 2 7
建設改良費	2 , 2 9 0
償還金	3 , 0 2 8
その他の資本支出	1 0 9
その他の支出	0
計	3 3 , 8 1 7

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 期間中の診療報酬改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

[人件費の見積り]

総額14,723百万円を支出する。この額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

[運営費負担金の繰出基準等]

運営費負担金については、総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）に準じ算定した額とする。

また、長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（平成26年度から平成29年度まで）

(単位 百万円)

区分	金額
収益の部	
営業収益	3 2 , 5 8 6
医業収益	3 1 , 8 1 4
運営費負担金収益	2 9 , 4 0 1
補助金等収益	2 , 2 8 1
資産見返運営費負担金戻入	6 1
資産見返補助金戻入	4 7
資産見返物品受贈額戻入	6
その他営業収益	2
営業外収益	1 8
運営費負担金収益	7 7 2
その他営業外収益	5 8 0
臨時利益	1 9 1
0	
費用の部	
営業費用	3 0 , 8 2 5
医業費用	2 9 , 7 4 9
給与費	2 9 , 0 3 7
材料費	1 4 , 1 1 7
経費	5 , 8 3 5
減価償却費	6 , 7 0 5
研究研修費	2 , 2 3 6
一般管理費	1 4 3
営業外費用	7 1 2
臨時損失	1 , 0 7 6
0	
純利益	1 , 7 6 1
目的積立金取崩額	0
総利益	1 , 7 6 1

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

3 資金計画（平成26年度から平成29年度まで）

(単位 百万円)

区分	金額
資金収入	
業務活動による収入	3 6 , 7 1 4
診療業務による収入	3 2 , 6 0 5
運営費負担金による収入	2 9 , 4 5 7
その他の業務活動による収入	2 , 8 6 1
投資活動による収入	2 8 7
運営費負担金による収入	1 8 5
その他の投資活動による収入	1 8 5
財務活動による収入	0
長期借入れによる収入	1 , 0 3 0
その他の財務活動による収入	1 , 0 3 0
前期中期目標の期間からの繰越金	0
	2 , 8 9 4
資金支出	
業務活動による支出	3 6 , 7 1 4
給与費支出	2 8 , 4 5 3
材料費支出	1 4 , 7 2 3
その他の業務活動による支出	6 , 3 7 6
投資活動による支出	7 , 3 5 3
有形固定資産の取得による支出	2 , 2 9 0
その他の投資活動による支出	2 , 2 9 0
財務活動による支出	0
長期借入金の返済による支出	3 , 0 7 4
移行前地方債償還債務の償還による支出	1 , 1 1 7
その他の財務活動による支出	1 , 9 1 1
次期中期目標の期間への繰越金	4 6
	2 , 8 9 7

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

1,000百万円とする。

2 想定される短期借入金の発生理由

予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応や賞与の支給等一時的な資金不足への対応を想定している。

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの計画なし

第8 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

第9 料金に関する事項

1 料金

病院の診療料及びその他の諸料金（以下「診療料等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特に費用を要するものは、実費相当額若しくは理事長が別に定める額又はその契約に定めるところによる。この場合において、理事長は、公共性・経済性の観点から総合的に勘案して定めるものとする。

(4) 既に納めた診療料等については、返還しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 料金の減免又は徴収の猶予

理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより診療料等の減免又は徴収の猶予をすることができる。

第10 地方独立行政法人大牟田市立病院の業務運営等に関する規則 (平成22年大牟田市規則第39号) 第4条に定める事項

1 施設及び設備に関する計画(平成26年度から平成29年度まで)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設・設備の整備	総額1,530百万円	自己資金及び大牟田市からの長期借入金
医療機器等の整備・更新	総額 760百万円	自己資金

(注) 金額については見込みである。

2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、病院施設・設備の整備・改修、医療機器等の購入、長期借入金の償還、人材確保事業及び人材育成事業の充実に充てる。

3 その他法人の業務運営に関する特に重要な事項

(1) 保健医療情報等の提供

保健医療に関する専門的な知識を公開講座の実施やホームページ等により情報発信し普及啓発活動を実施するとともに、診療の透明性の確保を図るため、臨床指標を公表する。